

岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 主要食糧である米、麦の確保を図るための基礎となる優良種子の供給は、欠くことのできない課題であり、今後とも品質の向上に努めていくことが求められているが、高齢化が進み高度な生産技術を持った農家が減少しつつあるのが現状である。

この要綱は、一般稲・麦作に比較して労働作業全般にわたり負担増となる種子生産技術を継承し、その安定生産を推進することにより、水田農業の構造改革を推進するために、予算の範囲内で交付する稲・麦種子安定生産対策事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、愛知県主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例（令和2年愛知県条例第33号）、愛知県主要農作物種子対策実施要綱（平成30年4月1日付け、以下「県要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「優良種子」とは、愛知県主要農作物種子審査要領（平成30年4月1日付け29園産第819号）に基づく審査に合格した稲及び麦の種子をいう。

（補助対象者）

第3条 この事業は、主要農作物である稲・麦の優良種子の継続的な供給と品質向上を図るため、その種子の生産組織であるあいち三河農業協同組合採種部会岡崎支部を補助対象者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、県要綱に基づき、種子場農協組合長に選定された一般種子生産ほ場における優良種子の安定生産に係る事業とする。

2 補助対象経費は、前項の事業に要する費用のうち優良種子の精選手数料及び専用の出荷用紙袋の購入費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費に100分の30を乗じて得た額以内とし、

1,000円未満は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金交付申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 稲・麦種子安定生産対策事業計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をしようとする者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付申請をした者にその旨を文書で通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとする場合、又は補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合において岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金変更承認申請書（様式2号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え、当該事

業の完了後10日以内（10日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 稲・麦種子安定生産対策事業実績報告書
- (3) 事業の実施に要した経費の支払いを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第6条第2項のただし書きにより交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第6条第2項のただし書きにより交付の申請をした交付対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により事業の実績の報告を受けた場合においては、事業実績報告書等の審査により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条に規定する補助金額の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を受けて財産の処分等を行うことにより収入があったときは、市長は補助事業者に対し当該収入の全部又は一部を返還

させることができる。

(要綱の見直し)

第13条 この要綱は、3年ごとに見直しをする。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）所在地

団体名

代表者名 (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

稲・麦種子安定生産対策事業について、次のとおり補助金を交付してください。

1 市費補助事業等の目的

2 市費補助事業等の内容

稲種子の生産 a 麦種子の生産 a 計 a

3 市費補助事業等の完了予定期日

年 月 日

4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出基礎

市費補助金等の額 円

算出基礎

5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書・見積書
- (3) 作付面積が確認できる書類
- (4) 規約

様式第2号（第8条関係）

岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者） 所在地
 団体名
 代表者名 （※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令第 号で補助金の交付決定があった稲・麦種子安定生産対策事業について、次のとおり内容を変更しますので承認してください。

1 市費補助事業の変更理由

2 市費補助事業の変更内容

- （注） 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。
- 2 補助事業を中止又は廃止する場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止・廃止承認申請書」に、「1 市費補助事業の変更理由」を「市費補助事業の中止・廃止理由」に読み替えること。

様式第3号（第9条関係）

岡崎市稲・麦種子安定生産対策事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）所在地

団体名

代表者名 (※)

(※)本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令第 号で補助金の交付決定があった事業は、次のとおり完了しましたので報告します。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助事業等の交付決定額及びその精算額

交付決定額 円

精 算 額 円

3 市費補助事業等の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4 市費補助事業等の成果

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支精算書
- (3) 領収書（写し）等